



清水町

Shimizu town

おくやみ ハンドブック

～ご遺族のための手続き案内～



ご遺族の方へ

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、今後、保険証の返還や各種届出など、さまざまな手続きが必要となります。

清水町では、必要な手続きを少しでもわかりやすく行っていただけるよう、主な手続きを一覧にした「清水町おくやみハンドブック～ご遺族のための手続き案内～」を作成いたしました。

お手続きの際のご参考になればと存じます。

清水町住民課 055-981-8208

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

事前準備について

清水町役場にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、清水町役場へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印**（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

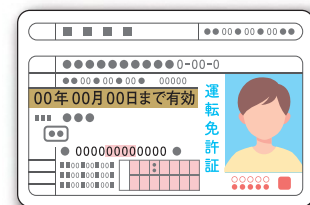
亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳または基礎年金番号通知書若しくは年金証書）**
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証**
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証**
 - ※亡くなられた方の認定証など（負担割合証、負担限度額認定証）
- 医療福祉費受給者証（マル福）**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳**

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**
 - 運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート など
- 2点で本人確認できる書類**
 - 健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (39 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (40 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (41 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (40 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (41 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

清水町で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
火葬・住民登録	<input type="checkbox"/>	ご親族が亡くなり、火葬をこれから行う	P.7
	<input type="checkbox"/>	火葬場を使用した領収書を持っている	P.8
	<input type="checkbox"/>	3人以上の世帯の世帯主である	P.8
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.9
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.9
	<input type="checkbox"/>	有効なパスポートを持っていた	P.10
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた、または、加入者がいる世帯の世帯主である	P.11
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	保険料還付口座の登録	P.13
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	寡婦年金・障害基礎年金・遺族基礎年金のいずれかのみ加入または受給、かつご遺族が清水町在住である	P.17
	<input type="checkbox"/>	老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金に加入または受給していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.18
税金	<input type="checkbox"/>	町税の納付が済んでいない	P.19
	<input type="checkbox"/>	口座振替をしていた	P.19
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	P.20
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.21
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.23

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (高齢・障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当などを受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.26
	<input type="checkbox"/>	重度障害者医療費の助成を受けていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	障害者等タクシー利用券を利用していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	各種高齢者在宅福祉サービスを利用していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉サービスを利用していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	P.28
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	幼稚園・保育所に通っていた	P.31
	<input type="checkbox"/>	小中学校・放課後児童教室に通っていた	P.31
上下水道	<input type="checkbox"/>	下水道を使用していた	P.32
その他	<input type="checkbox"/>	町営住宅に住んでいた	P.33
	<input type="checkbox"/>	道路・水路などを占用していた	P.33
	<input type="checkbox"/>	農地を相続する	P.34
	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.34

1. 火葬・住民登録に関する手続き

ご親族が亡くなり、火葬をこれから行う

手続き 死亡届、埋火葬許可申請書の提出

手続き詳細	期 限
すでに火葬がお済みでしたら、この手続きは必要ありません。	死亡の事実を知った日から7日以内
	手続き可能な人 ①親族 ②同居者 ③家屋または土地の所有者(家主、地主)、もしくは家屋管理人、土地管理人 ④亡くなった方の同居していない親族や後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者(その資格を証明する登記事項証明書などの謄本を添付が必要です)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡届書(医師の死亡診断書または死体検案書が添付されているもの)	役場 1階 住民課 戸籍住民係 ☎ 055-981-8208

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

火葬場を使用した領収書を持っている

手続き 火葬場使用料補助金申請書の提出

手続き詳細	期 限
<ul style="list-style-type: none"> 火葬場に支払う額と火葬場のある市区町村の住民が使用した際に通常支払う額との差額（火葬炉と待合室1室の使用料に限る。） 限度額 32,000円 <p>【補助額の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 沼津市斎場 12歳以上の場合 30,000円 （待合室使用の場合は32,000円） 三島函南広域行政組合立 みしま聖苑 12歳以上場合 32,000円（限度額上限） 裾野市長泉町衛生施設組合 裾野長泉斎苑 12歳以上場合 32,000円（限度額上限） 	<p>火葬場使用後、落ち着いてから</p> <p>手続き可能な人</p> <p>町民の死亡などにより死亡届の届出人の方及び火葬場使用料を支払った方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 清水町火葬場使用料補助金交付申請書（窓口にあります） <input type="checkbox"/> 火葬場使用料領収書 <input type="checkbox"/> 振込先の口座の情報など	<p>役場1階 住民課 戸籍住民係 ☎ 055-981-8208</p>

3人以上の世帯の世帯主である

手続き 世帯主変更届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が世帯主の場合、死亡届が提出された時点で自動的に世帯主の次に住民票に記載されている方が世帯主になりますので、変更する必要がない場合は手続きを行う必要ありません。</p> <p>（例：住民票に夫が世帯主で妻が2番目に記載されていた場合、夫が亡くなると自動的に妻が世帯主に変更されます。）</p>	<p>死亡届後14日以内</p> <p>手続き可能な人</p> <p>亡くなられた方と同一世帯の方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 窓口に来る方の本人確認書類	<p>役場1階 住民課 戸籍住民係 ☎ 055-981-8208</p>

MEMO

1. 火葬・住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカード・住民基本台帳カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。相続などの手続きで必要になる場合がありますので、すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。 ※亡くなられた方が、在留カード・特別永住者証をお持ちであった場合は39ページを参照してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	役場1階 住民課 戸籍住民係 ☎ 055-981-8208

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証(カード)の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録証は死亡日をもって廃止となりますので、ハサミで切断してから破棄、または返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)	役場1階 住民課 戸籍住民係 ☎ 055-981-8208

MEMO

有効なパスポートを持っていた

手続き パスポートの失効手続き

手続き詳細	期 限
有効なパスポートの名義人が死亡した場合は、亡くなられた方のパスポートの返納が必要です。当該パスポートの失効手続きを行います。 (手続き後のパスポートは返却可能です。)	なし(できるだけお早めに)
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のパスポート <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明などの死亡の事実が判る書類 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	役場 1階 住民課 戸籍住民係 ☎ 055-981-8208

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた、または、加入者がいる世帯の世帯主である

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収しています。	なし(できるだけお早めに)
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険証 (または国民健康保険証兼高齢受給者証) <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証、特定疾病証(お持ちの方のみ)	役場1階 住民課 国民健康保険係 ☎ 055-981-8209

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
葬祭費の支給申請をすることができます。 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書) <input type="checkbox"/> 喪主の方の預金通帳または振込先の確認ができるもの <input type="checkbox"/> 喪主の方の本人確認書類	役場1階 住民課 国民健康保険係 ☎ 055-981-8209

手続き③ 保険税還付口座の登録

手続き詳細	期 限
必要な保険税額が減額となり、既に必要額以上を納付している場合、相続人の口座へお振込みいたします。	5年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳または振込先の確認ができるもの	役場1階 住民課 国民健康保険係 ☎ 055-981-8209

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収しています。	なし(できるだけお早めに)
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の保険証(後期高齢者医療被保険者証) <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証、特定疾病証(お持ちの方のみ)	役場1階 住民課 国民健康保険係 ☎ 055-981-8209

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
葬祭費の支給申請をすることができます。 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書) <input type="checkbox"/> 喪主の方の預金通帳または振込先の確認ができるもの <input type="checkbox"/> 喪主の方の本人確認書類	役場1階 住民課 国民健康保険係 ☎ 055-981-8209

手続き③ 相続人代表者に関する届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の高額療養費など医療給付金が発生した場合、相続人代表者の口座へお振込みいたします。	なし(できるだけお早めに)
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の預金通帳または振込先の確認ができるもの	役場1階 住民課 国民健康保険係 ☎ 055-981-8209

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き① 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
<p>国民年金・厚生年金などの公的年金は、日本年金機構や各共済組合から後払いで支給される一方、受給権は死亡当月まで引き続くため、受給者が亡くなられたときは受けきれなかった支払月分が生じ、これを未支給年金といいます。</p> <p>この未支給年金について、受給者に代わって支給の請求を行うことができます。</p> <p>なお、年金支給は月を単位として行われ、日割は生じません。</p> <p>ほとんどの公的年金では、偶数月の15日にその前月までの2か月分を定期支払しています。</p> <p>例えば、6月15日の定期支払は4～5月の2か月分が支払対象であり、6月中に受給者が亡くなられた場合、6月分が未支給年金となります。</p> <p>亡くなられた方が国民年金と厚生年金の両方を受けていた場合でも、未支給年金請求は年金事務所で一括して手続きします。</p> <p>また、国民年金や厚生年金とあわせて共済年金を受けていた方が亡くなられた場合、未支給年金請求は、原則、年金事務所と共済組合のどちらでも手続きが可能です。</p> <p>2019年からの新制度である年金生活者支援給付金に伴う未払金が生じた場合も、原則、未支給年金とあわせて年金事務所などで手続きをします。</p> <p>未支給年金の請求以外にも必要な手続きがある場合があります。お問い合わせ時にご確認ください。</p>	<p>お早めにお問い合わせください</p> <p>手続き可能な人</p> <p>受給者の死亡当時に生計が同一であった一定のご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの</p> <p>その他に必要なものがある場合があります。詳しくは日本年金機構が設置する年金事務所または各共済組合にお問い合わせください。</p>	<p>日本年金機構が設置する年金事務所または各共済組合</p> <p>日本年金機構 沼津年金事務所 ☎ 055-921-2201 予約相談受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 住所：沼津市日の出町 1-40</p> <p>ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165</p>

3. 年金に関する手続き

手続き② 寡婦年金・死亡一時金・遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
<p>ご遺族の一部の方が該当するもので、役場などで手続きします。</p> <p>下記の年金・一時金をあわせて受けることはできず、いずれか1つを選択することとなります。</p> <p>また、遺族厚生年金と遺族基礎年金などをあわせて受けられることがあります。この場合は年金事務所などにお問い合わせください。</p> <p>・寡婦年金</p> <p>国民年金の第1号被保険者（20～59歳で国内在住の自営業者・学生など）・任意加入被保険者として国民年金保険料を納めた期間（免除期間を含む）が原則10年以上あり、老齢基礎年金などを受けていない夫が亡くなったとき、10年以上継続して婚姻関係にあり、夫に生計維持されていた一定の妻が60～65歳の間に受けられるものです。</p> <p>・死亡一時金</p> <p>第1号被保険者・任意加入被保険者として国民年金保険料を納めた月数が原則36月以上ある方が、老齢基礎年金などを受けることなく亡くなったとき、その方と生計を同じくしていた一定のご遺族が受けられる一時金です。</p> <p>・遺族基礎年金</p> <p>国民年金の受給者・被保険者・被保険者であった方などで要件を満たしている方が亡くなったとき、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障害状態にある場合は20歳未満）のいる配偶者」または「当該年齢にある子」が受けられるものです。</p>	<p>お早めにお問い合わせください</p> <p>※死亡日の翌日から起算して、年金は5年（一時金は2年）を経過したとき、給付を受ける権利は、原則、時効消滅します。</p> <p>手続き可能な人</p> <p>—</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 請求する年金・一時金の種類によって異なります。</p> <p>詳しくは受付窓口にお問い合わせください。</p>	<p>役場1階 住民課 国民健康保険係 ☎ 055-981-8209</p> <p>寡婦年金・死亡一時金・遺族基礎年金ともに、ご遺族がお住まいの市区町村が窓口となります。</p> <p>※死亡時に国民年金第3号被保険者であった方に関する遺族基礎年金は、年金事務所が窓口となります。</p>

手続き③ 国民年金第1号被保険者などの死亡時の届出

手続き詳細	期 限
<p>国民年金第1号被保険者などのご遺族のうち、一部の方が該当します。国民年金の第1号被保険者（20～59歳で国内在住の自営業者・学生など）・任意加入被保険者が亡くなられた場合、マイナンバー制度の拡充により手続きは原則不要です。</p> <p>ただし、日本年金機構による国民年金保険料の口座振替が止まらない場合や国民年金関係の郵便物送付が止まらない場合は、マイナンバー利用による抑止がされていないことが考えられます。</p> <p>このようなケースで、亡くなられた被保険者が清水町在住であった場合、役場1階住民課国民健康保険係で手続きをお願いします。</p> <p>次にご案内する死亡一時金などが生じる場合がありますので、第1号被保険者などであった方が亡くなられたときは、当手続きの要不要にかかわらず、役場などにお問い合わせください。</p>	<p>お早めにお問い合わせください</p> <p>手続き可能な人</p> <p>—</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかる書類</p> <p><input type="checkbox"/> ご遺族の本人確認書類</p>	<p>役場1階 住民課 国民健康保険係 ☎ 055-981-8209</p> <p>※亡くなられた方がお住まいだった市区町村が窓口となります。ただし、亡くなられた方が国外在住の任意加入被保険者であった場合は、国内協力者がお住まいの市区町村または年金事務所にお問い合わせください。</p>

MEMO

3. 年金に関する手続き

厚生年金に加入または受給していた

手続き 未支給年金の請求、遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
未支給年金の請求の詳細は国民年金と同じになります。 遺族厚生年金の請求については、厚生年金の受給者・被保険者・被保険者であった方などで要件を満たしている方が亡くなったとき、その方によって生計維持されていた一定のご遺族が受けられるものです。この他にも必要な手続きがある場合があります。お問い合わせ時にご確認ください。	お早めにお問い合わせください
	手続き可能な人
	受給者の死亡当時に生計が同一であった一定のご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの その他に必要なものがある場合があります。詳しくは日本年金機構が設置する年金事務所または各共済組合にお問い合わせください。	日本年金機構が設置する年金事務所または各共済組合 日本年金機構 沼津年金事務所 ☎ 055-921-2201 予約相談受付専用電話 TEL：0570-05-4890 住所：沼津市日の出町 1-40 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

寡婦年金・障害基礎年金・遺族基礎年金のいずれかのみ加入 または受給、かつご遺族が清水町在住である

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
未支給年金の請求の詳細は国民年金と同じになります。 この他にも必要な手続きがある場合があります。お問い合わせ時にご確認ください。	お早めにお問い合わせください
	手続き可能な人
	受給者の死亡当時に生計が同一であった一定のご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	役場 1階 住民課 国民健康保険係 ☎ 055-981-8209

老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	お早めにお問い合わせください
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	日本年金機構 沼津年金事務所 ☎ 055-921-2201 予約相談受付専用電話 TEL：0570-05-4890 住所：沼津市日の出町 1-40 ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

MEMO

4. 税金に関する手続き

町税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の町税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	役場 2階 税務課 収納係 ☎ 055-981-8219

口座振替をしていた

手続き 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、口座振替廃止の手続きが必要ですので、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。 【対象の税目】 町県民税（住民税）、固定資産税（土地・家屋・償却資産）など 支払方法は、納税通知書で確認することができます。 お申し出がない場合でも、口座振替不能となった時点で調査をし、税務課から納付書をお送りすることがあります。 ※町税は原則賦課期日（町民税・固定資産税は1月1日、軽自動車税は4月1日）現在の状況に対して課税されます。このため、年度途中に変更があったとしても、当該年度は納税義務が発生しますのでご注意ください。	できるだけお早めに（納付期限経過により延滞金が発生することがあります）
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 金融機関届出印 <input type="checkbox"/> 変更する預金通帳	役場 2階 税務課 収納係 ☎ 055-981-8219

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 ※所有権移転登記が済んでいる方は、資産税係への届出は不要です。 ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。	相続が発生した年内
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者であることが確認できるもの ・遺産分割協議書など	役場 2階 税務課 資産税係 ☎ 055-981-8220 管轄の法務局 静岡地方法務局沼津支局 ☎ 055-923-1201

MEMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。</p> <p>※亡くなられた方が軽自動車・二輪の小型自動車をお持ちであった場合は37ページを参照してください。</p>	<p>亡くなられた日から 30日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>役場 2階 税務課 町民税係 ☎ 055-981-8218</p>

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。</p> <p>※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。</p> <p>※亡くなられた方が軽自動車・二輪の小型自動車をお持ちであった場合は37ページを参照してください。</p>	<p>亡くなられた日から 15日以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>役場 2階 税務課 町民税係 ☎ 055-981-8218</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還（各種障害手当の喪失届）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となり、手帳の返還が必要です。 手帳をお持ちでなくても、手当を受給している場合は手続きが必要です。	なし（できるだけお早めに）
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳 <input type="checkbox"/> 申請者の印鑑（朱肉を使うもの）	役場 1階 福祉介護課 障害福祉係 ☎ 055-981-8204

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 （未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	役場 1階 福祉介護課 障害福祉係 ☎ 055-981-8204

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別障害者手当などを受給していた

手続き

特別障害者手当等資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当などを受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば未支払請求書の提出及び口座変更が必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの 手続きの種類によって異なります。この他に必要なものがある場合がありますので、詳しくは受付窓口にお問い合わせください。	役場1階 福祉介護課 障害福祉係 ☎ 055-981-8204

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 印鑑	役場1階 福祉介護課 障害福祉係 ☎ 055-981-8204

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出、特別児童扶養手当証書の返還
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑	役場1階 福祉介護課 障害福祉係 ☎ 055-981-8204

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き

死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	役場1階 福祉介護課 障害福祉係 ☎ 055-981-8204

6. 福祉（障がい）に関する手続き

重度障害者医療費の助成を受けていた

手続き

重度障害者医療費助成受給者証の返却及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> ご家族の預金通帳または振込先の確認ができるもの 【未請求分の医療費がある場合】 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 預金通帳または振込先の確認ができるもの <input type="checkbox"/> 受給者の印鑑（朱肉を使うもの）	役場1階 福祉介護課 障害福祉係 ☎ 055-981-8204

障害者等タクシー利用券を利用していた

手続き

障害者等タクシー利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が「障害者等タクシー利用券」をお持ちであった場合、返却が必要です。	お早めに手続きをお願いいたします
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の障害者等タクシー利用券	役場1階 福祉介護課 障害福祉係 ☎ 055-981-8204

MEMO

各種高齢者在宅福祉サービスを利用していた

手続き 各種高齢者在宅福祉サービス事業の終了手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が「各種高齢者在宅福祉サービス」を利用していた場合、手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> サービスの種類によって異なります。詳しくは受付窓口へお問い合わせください。	役場 1階 福祉介護課 地域福祉係 ☎ 055-981-8207

障害児福祉サービスを利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	役場 1階 福祉介護課 障害福祉係 ☎ 055-981-8204

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	役場 1階 福祉介護課 障害福祉係 ☎ 055-981-8204

児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給者死亡届の提出（未支払請求の手続き）

【対象児童が亡くなられた場合】

手続き 資格喪失の手続きまたは額改定（減額）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童扶養手当受給者であった場合、受給者死亡届の提出が必要です。（未支払の児童扶養手当がある場合、未支払請求書の提出が必要です。）	14日以内
亡くなられた方が支給対象者の児童であった場合、資格喪失届または額改定（減額届）が必要です。	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
【受給者死亡届の提出（未支払請求の手続き）】 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 対象児童の預金通帳など（未支払分がある場合） <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 【資格喪失または額改定（減額）の手続き】 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 手続きの種類によって異なります。この他に必要なものがある場合がありますので、詳しくは受付窓口にお問い合わせください。	役場2階 教育委員会 こども未来課 子育て支援係 ☎ 055-981-8215

MEMO

7. 子どもに関する手続き

幼稚園・保育所に通っていた

手続き 幼稚園・保育所の手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が保護者であった場合、世帯構成の変更届が必要です。あわせて保護者変更や口座変更が必要な場合があります。</p> <p>亡くなられた方が児童であった場合、認定の取消などが必要です。児童が通っている各幼稚園・保育所にもご連絡ください。</p> <p>清水幼稚園 055-975-2494 清水北幼稚園 055-975-7325 清水南幼稚園 055-931-0299 清水西幼稚園 055-973-2320 清水保育所 055-975-8935 南保育所 055-932-5016 私立しいの木保育園 055-933-4123 私立恵明キッズ・ローズビレッジ 055-943-5519 私立すこやか保育園 055-971-7600 小規模保育事業A型 伏見ぽんぽん保育園 055-946-5245 小規模保育事業A型 アドバンかわせみ保育園 055-955-8808 小規模保育事業A型 柿田ぽんぽん保育園 055-939-7333</p>	<p>速やかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>—</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 状況によって異なります。 詳しくは受付窓口にお問い合わせください。</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>役場2階 教育委員会 こども未来課児童育成係 ☎ 055-981-8227</p>

小中学校・放課後児童教室に通っていた

手続き 小中学校・放課後児童教室の手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が保護者または児童生徒であった場合、通っている小中学校に連絡が必要です。あわせて、放課後児童教室を利用している場合は、利用している放課後児童教室にも連絡が必要です。</p>	<p>速やかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>—</p>
<p>問い合わせ先</p> <p>清水小学校 055-975-2744 南小学校 055-971-1180 西小学校 055-972-6673 清水中学校 055-975-1073 南中学校 055-932-3030 清水小放課後児童教室 055-973-2203 西小放課後児童教室 055-973-4466 南小放課後児童教室 055-973-9081</p>	

8. 上下水道に関する手続き

下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 上水道については、沼津市水道部にご相談ください。 ※清水町内の上水道は、沼津市水道部が管理しています。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。 ※電話手続き可	死亡の事実が判明した時点でお早めに手続きをお願いします。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 窓口にお問い合わせください。	役場別館 2階 都市計画課下水道業務係 ☎ 055-981-8222 沼津市水道部 ☎ 055-934-4853

MEMO

9. その他の手続き

町営住宅に住んでいた

手続き 町営住宅の手続き

手続き詳細	期 限
同居者が亡くなられた場合は、町営住宅の異動手続きが必要です。 ※名義人が亡くなられた場合は「入居承継」の申請が必要 町営住宅を退去される場合は返還手続きが必要です。 県営住宅にお住まいの方は、県住宅供給公社東部支所（055-920-2271）にお問い合わせください。	お早目にご相談をお願いします
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きの種類によって異なります。 詳しくは受付窓口にお問い合わせください。	役場別館 2階 建設課管理係 ☎ 055-981-8228

道路・水路などを占有していた

手続き 占有許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占有許可を廃止する場合は占有廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。 町の管理する道路・水路以外の占有許可の手続きについては、当該道路・水路の管理者（国や県など）にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 占有許可書 <input type="checkbox"/> 印鑑（朱肉を使うもの） <input type="checkbox"/> 登記簿 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本など	役場別館 2階 建設課管理係 ☎ 055-981-8228

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

農地を相続する

手続き 農地の相続の手続き

手続き詳細	期 限
農地法第3条の3により、農地を取得（相続）した方は、農業委員会に届出が必要です。 農地の相続が確定後、速やかに産業観光課に来庁してください。	農地の相続が確定後、 速やかに
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続した農地の登記簿謄本など	役場 2階 産業観光課産業振興係 ☎ 055-981-8239

犬を飼っていた

手続き 飼い犬の登録事項変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が飼っていた犬を譲り受けて飼う場合、新たに飼う方が住んでいる自治体に登録事項変更の届出が必要です。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 登録時に交付された犬鑑札など	新たに飼う方が住んでいる自治体（市区町村）にある犬の登録窓口 清水町の場合 役場 3階 暮らし安全課生活環境係 ☎ 055-981-8216

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
葬祭費の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、葬祭費の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	沼津税務署 ☎ 055-922-1560
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の申請 ※市区町村への手続き

遺骨を別の墓地に移す際に必要な手続きです。

▼必要書類 ※市区町村によって必要書類が異なります。
改葬許可申請書 事前に確認しておきましょう。

▼提出先

現在、埋葬されている墓地のある市区町村で、改葬の申請を行って改葬許可証の発行を受けます。

【清水町の場合】

改葬許可申請には現在、埋葬されている墓地管理者の証明が必要です。事前に墓地管理者の証明を受けてください。改葬許可証明書はの発行には時間を要します。(その場での交付はできません。)

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

3の手続きは

清水町 暮らし安全課 生活環境係

☎ 055-981-8216

または埋葬されている市区町村

少し落ち着いてから行う役場以外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き (任意)	沼津警察署 (沼津市平町19-11) ☎ 055-952-0110
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関 各銀行の店舗情報は「全国銀行協会ホームページ」まで
株式・債券など (国債や地方債)	<input type="checkbox"/>	名義変更など	証券会社、銀行などの 各金融機関 証券会社の店舗情報は 「日本証券業協会ホームページ」、 各銀行の店舗情報は 「全国銀行協会ホームページ」まで
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
普通自動車	<input type="checkbox"/>	廃車・名義変更などに関する こと	中部運輸局 静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所 (沼津市原字古田2480) TEL:050-5540-2051
	<input type="checkbox"/>	自動車税に関する こと	静岡県沼津財務事務所 (沼津市高島本町1-3 県東部総合庁舎) ☎ 055-920-2019
三輪・四輪軽自動車	<input type="checkbox"/>	廃車・名義変更などに関する こと	軽自動車検査協会静岡事務所 沼津支所 (沼津市大塚字道上27-2) ☎ 050-3816-1778
二輪車 (126cc以上)	<input type="checkbox"/>	廃車・名義変更などに関する こと	中部運輸局 静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所 (沼津市原字古田2480) ☎ 050-5540-2051

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
県営住宅	<input type="checkbox"/>	名義承継・明け渡しなど	静岡県住宅供給公社東部支所 (沼津市高島本町1-3 県東部総合庁舎) ☎ 055-920-2271
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	国税庁 沼津税務署 (沼津市米山町3番30号) ☎ 055-922-1560 ※所得税の確定申告をして いる人が亡くなった時は、 4か月以内に準確定申告 が必要な場合があります。
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者 移転（相続）登記など	法務省 静岡地方法務局沼津支局 (沼津市杉崎町6-20) ☎ 055-923-1201
法定相続情報証明	<input type="checkbox"/>	法定相続情報証明制度 に関すること	
遺言書	<input type="checkbox"/>	検認・開封	静岡家庭裁判所 沼津支部 (沼津市御幸町21-1) ☎ 055-931-6000
相続放棄	<input type="checkbox"/>	相続放棄の申立	
遺産分割協議	<input type="checkbox"/>	遺産分割協議の申立	
墓地	<input type="checkbox"/>	使用权承継 (名義の変更)	墓地管理者にお問い合わせ ください。
上水道	<input type="checkbox"/>	水道を使用しない場合 ・使用中止の手続き 水道を引き続き使用する場合 ・名義変更などの手続き	沼津市水道部 水道サービス課 (沼津市御幸町16-1) ☎ 055-934-4853
固定電話（NTT西日本）	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	☎（局番なし）116 携帯電話からは ☎ 0800-2000116
固定電話（NTT西日本以外）	<input type="checkbox"/>		各契約会社
携帯電話	<input type="checkbox"/>		

少し落ち着いてから行う役場以外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	各契約会社
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
新聞	<input type="checkbox"/>		NHKコールセンター ☎ 0570-077-077
NHK受信料	<input type="checkbox"/>		
在留カード 特別永住者証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	出入国在留管理庁 名古屋出入国在留管理局 静岡出張所 (静岡市葵区伝馬町9-4 一瀬センタービル6F) ☎ 054-653-5571
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	株式会社TOKAI ケーブルネットワーク (沼津市寿町8-28) カスタマーセンター ☎ 0120-696-942 詳しくは「TOKAIケーブル ネットワークホームページ」 まで

※手続きに必要な書類の中には、役場で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせをいただいてから、役場にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役場の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役場で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役場などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

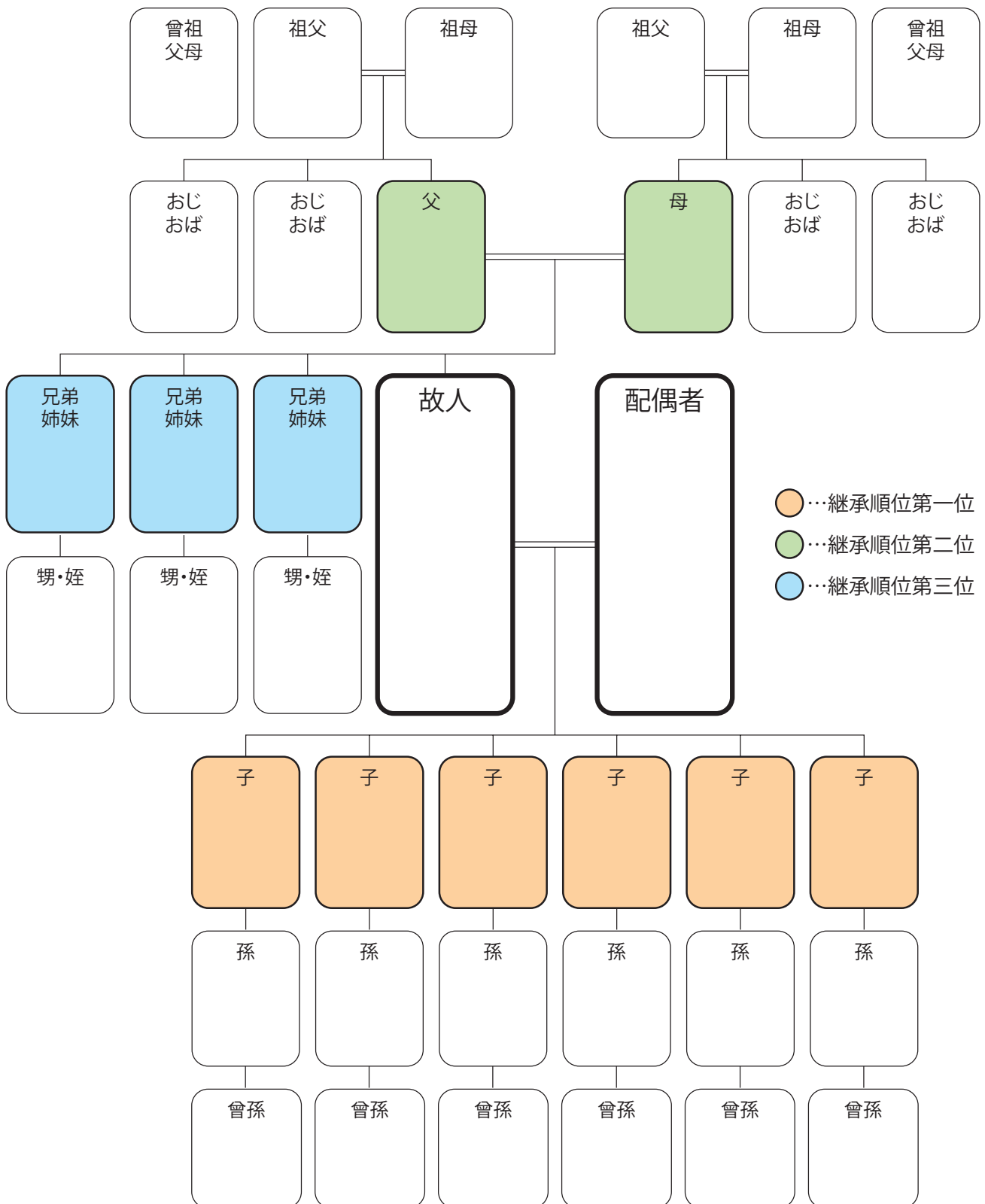
相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

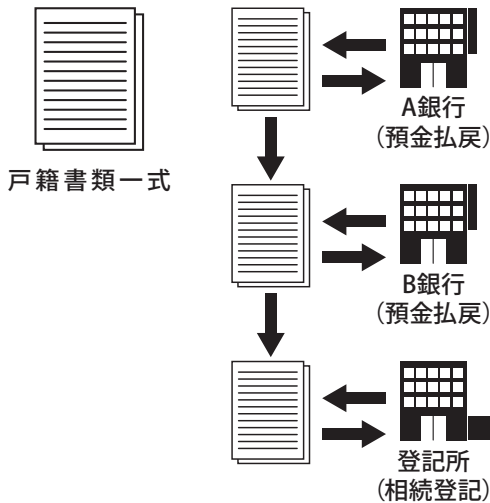
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

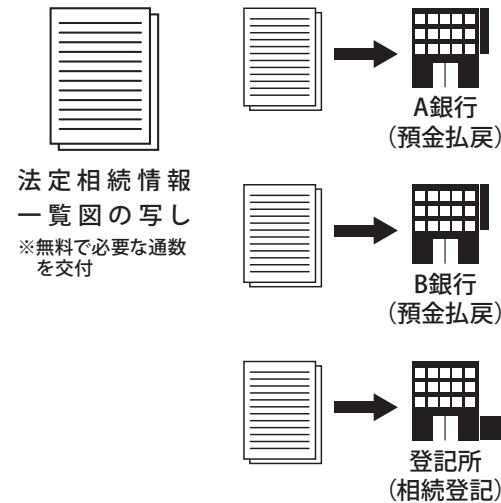
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます

所有者不明土地の解消に向けて

不動産に関するルールが 大きく変わります



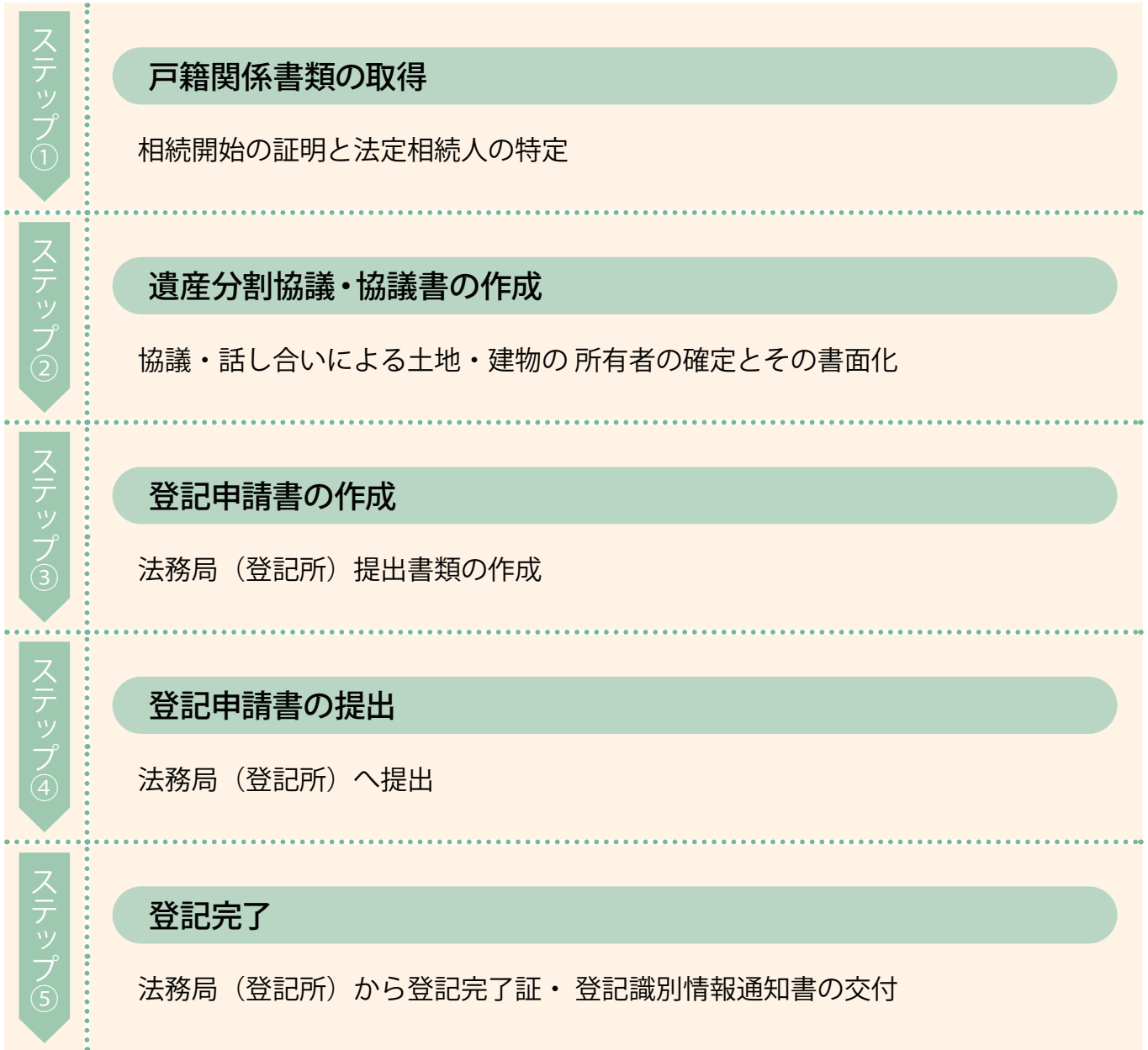
相続で**不動産取得を知った日から**
3年以内に申請しなければなりません。
正当な理由がなく**義務に反した場合**、
10万円以下の過料の対象となります。

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

静岡地方法務局沼津支局 ☎ 055-923-1201

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

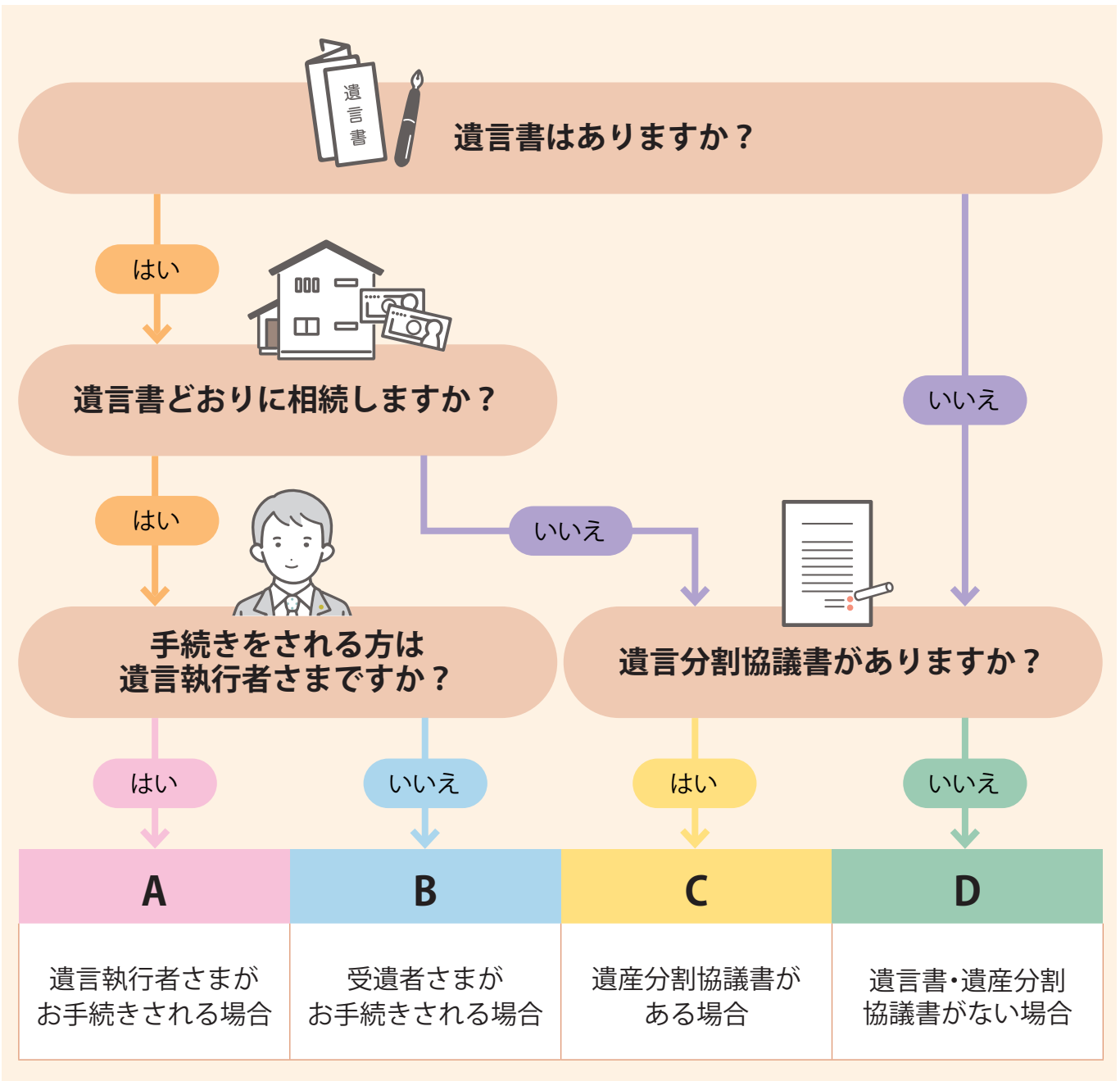
MEMO

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



チェックリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカードなど	市区町村
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

無料法律相談のご案内

相続に関しては、専門家の知識が必要となる場合が多くあります。
無料法律相談（事前予約制）をご利用ください。

相談日 毎月20日 10時～15時（1人30分）
※相談日が変更する場合があります。予約時に必ずご確認ください。

場 所 清水町役場

申 込 開催日の概ね1か月前から予約を開始します。
下記に来庁または電話にてご予約ください。

庁舎2階 産業観光課協働まちづくり係 ☎ 055-981-8238

身近な方を亡くされた方へ

身近な人、大切な方を亡くされた方を支える活動があります。
ぜひ、ご相談ください。

名称	内容	開催日など	問い合わせ先
すみれ相談	自死で大切な人を亡くされた方の相談	毎月第3水曜日 13時30分～16時 ※3月は第2水曜日 ※予約制	静岡県 精神保健福祉 センター ☎ 054-286-9245
東部わかちあい すみれの会	自死で大切な人を亡くされた方のつどい	【開催日】 原則 毎月第3土曜日 13時30分～15時30分 ※詳しくは、お問い合わせください。 【会場】 ぬまづ健康福祉プラザ	

MEMO

MEMO

チエツクリスト

各種手続き

役場以外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

(窓口にくる人)

私は 住所 _____ を以て
氏名 _____

代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1. _____

1. _____

1. _____

令和 年 月 日

委任者 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

※ 委任する人（頼む人）が書いてください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

この度は、
心よりお悔やみ申し上げます。
これまでのお客様の
歴史・想いを受け継いで、
大切に承継する
お手伝いができれば幸いです。



株式会社 東 海
株式会社 東海不動産
司法書士・行政書士 東海法務事務所

相続・信託・登記・不動産売却・買取・査定
解体工事・リフォーム・許認可申請等

通常は



それぞれの会社に依頼

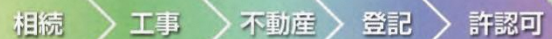


自社一貫体制で
対応が可能です



弊社なら

窓口一つで対応



〔建物解体工事・リフォーム・外構・産業廃棄物収集運搬 等〕

株式会社 東 海

静岡県知事
(般-3) 第 035086 号
第 02201111787 号

TEL. 055-968-6231 FAX. 055-968-6235
E-mail. kk-tokai@ny.thn.ne.jp
HP. <https://www.kk-tokai.com/>

〔不動産売却・買取・査定・調査・任意売却・リースバック 等〕

株式会社 東海不動産

静岡県知事
(3) 第 13142 号

(原) TEL. 055-968-6336 FAX. 055-968-6337
(北高島町) TEL. 055-943-7522 FAX. 055-941-8489
E-mail. tokai-fudousan@ca.thn.ne.jp HP. <https://www.kk-tokaifudousan.jp/>

〔農地転用・建設業許可・各種許認可申請 等〕

行政書士 東海法務事務所

TEL. 055-957-5967 FAX. 055-957-5968
E-mail. tokai-office@ca.thn.ne.jp
HP. <http://www.tokai-office.jp/>

〔不動産登記・商業登記・会社設立・相続・遺言・信託 等〕

司法書士 東海法務事務所

TEL. 055-941-8480 FAX. 055-941-8481
E-mail. msbc@tokai-office.jp
HP. <http://www.tokai-office.jp/>



〒410-0312
沼津市原118番地



〒410-0054
沼津市北高島町5番5号 (リコー通り沿い)



「遺品整理サービス」のご案内

遺品の整理

はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

料金の
仕組みを
知りたい



業者の
対応スピードを
知りたい



業者の
選び方を
知りたい



安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

POINT 1 選べる見積もり方法



訪問

ご自宅に訪問して



ビデオチャット

対面なしで安心



写真

写真送付で最短30分

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェル
ジュが一人ひとりに寄り添ってサポート
いたします。

POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

まずはLINEでお友達登録！
LINE登録後、3つのお見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



まずはお気軽にお問い合わせください

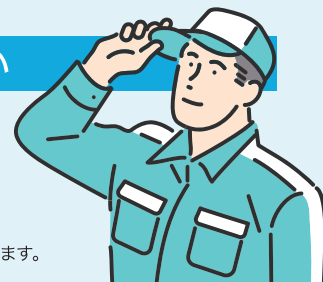
通話料
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



不動産に関するお手伝い

秘密厳守

無料査定

高価買取

売却して
即現金化したい

空き家になるので
売りたい

残置物を
そのまま
買取してほしい

相続登記を
してないけど
売りたい

お困りでは
ありませんか？

不動産売却・不動産相続のことなら 不動産王国株式会社

【受付時間】 9:30 ~ 19:00 【定休日】 水曜日

静岡県駿東郡清水町伏見 596 番地の 23

<https://fudousanoukoku.com/>

静岡県宅地建物取引業 静岡県知事(2)第13597号

ミナエンマンバイキャク

お気軽に
お問い合わせください



0120-370-089

ホームページは
こちらから



令和6年4月1日 相続登記が義務化されます

不動産相続のことは

はづき司法書士事務所にぜひご相談を

はづき司法書士事務所

相続に関する手続きは、多種多様です。特に不動産相続についてのお悩みの声を多数耳にします。「複雑な手続きをわかりやすく」を心掛け、お手伝いさせていただきます。

相続に関する「どうしたらいいの?」というお悩みに全力でサポート致します。

不動産相続登記の手続き

遺産分割協議書の作成

遺言書の作成サポート

相続登記に必要な戸籍等の収集

自筆証書遺言書保管制度の利用サポート

法定相続情報証明の作成

家庭裁判所への相続放棄書類の作成

初回相談無料 (ご予約をお願いします)

難解な法律用語をわかりやすく説明



司法書士 勝又現



司法書士 渡井朋也

法定相続分による 登記費用例	110,000 円～ (税込) ※登録免許税は別途不動産評価額に応じて必要になります
遺産分割協議による 相続登記費用例	150,000 円～ (税込) ※登録免許税は別途不動産評価額に応じて必要になります
相続放棄	50,000 円～ (税込) ※第1順位 / 人
※上記については費用の目安になります。 事案ごとに金額は異なります。 各事案に応じて、事前に御見積りをご提示致します。	

静岡県司法書士会所属

はづき司法書士事務所

初回ご相談は無料です。

面談の上、手続き期間、費用についてご説明致します。

初回
無料

☎ 055-928-7377

相談予約電話受付時間：14時～17時 (月～金)

※電話に出られない場合もございます。
その際は大変お手数ですが留守番電話をお願いします。
折り返しご連絡致します。

駿東郡清水町八幡 45番地の 1-4F-S号室
JSQUARE 静岡 4階

URL：http://www.office-haduki.com

E-mail：info@office-haduki.com

定休日：土日祝



ご相談は事前にご予約をお願いします。

発 行	清水町役場
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2023 年 7 月